

# 福岡県公報

平成27年8月7日  
第3717号

## 目次

### 告示 (第658号 - 第676号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	2
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	2
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(保護・援護課)	3
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(保護・援護課)	4
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく施術者の指定	(保護・援護課)	5
○生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止	(保護・援護課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	8
○道路の供用の開始	(道路維持課)	8

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	8
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	9
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	10
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(環境保全課)	11
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(自然環境課)	11
○指定介護老人福祉施設の指定	(介護保険課)	11
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	12

## 監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	12
○包括外部監査事務を補助する者の氏名、住所及び包括外部監査人の 監査の事務を補助できる期間	(監査委員事務局総務課)	15

## 公安委員会

○警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活保安課)	15
○駐車監視員資格者講習の実施について	(警察本部交通指導課)	16

## 告 示

### 福岡県告示第658号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
--------------	------------	-------	------------	-----	---------------	---------------

飯塚	県道	高田 天道線 停車場	前	飯塚市津原1220番1先から 飯塚市津原521番1先まで	7.8 ～ 11.4	392.0
			後	飯塚市津原1220番1先から 飯塚市津原521番1先まで	11.4 ～ 14.8	

**福岡県告示第659号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
南筑後	一般 国道	443号	前	柳川市三橋町下百町40番4先から 柳川市三橋町蒲船津365番2先まで	15.0 ～ 34.2	440.0
			後	柳川市三橋町下百町40番4先から 柳川市三橋町蒲船津362番1先まで	15.0 ～ 34.2	

**福岡県告示第660号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
福岡	県道	波呂 神在 線	前	糸島市二丈田中122番27先から 糸島市神在860番5先まで	9.8 ～ 18.2	420.0
			後	糸島市二丈田中122番27先から 糸島市神在860番5先まで	9.8 ～ 19.8	

**福岡県告示第661号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
福岡	波呂 神在 線	糸島市二丈田中116番2先から 糸島市二丈田中454番10先まで

**福岡県告示第662号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
小介105	まどかファミリークリニック	小郡市三国が丘一丁目50-2	H 27・4・1	居 管 ・ 予 居 管
宰介薬30	株式会社大賀薬局 太宰府病院前店	太宰府市五条三丁目2-20	H 27・5・1	居 管 ・ 予 居 管
筑介薬51	すみれ薬局	筑後市大字西牟田3671-11-3	H 27・6・1	居 管 ・ 予 居 管
嘉麻居111	アベニール・デイ ちやい夢	嘉麻市山野1278-31	H 27・6・1	通 介 ・ 予 通 介
北介療3	医療法人社団正信 会水戸病院	糟屋郡須恵町大字旅石115-483	H 27・4・1	訪 看 ・ 訪 り ・ 通 り ・ 居 管 ・ 短 療 ・ 療 養 ・ 予 訪 看 ・ 予 訪 り ・ 予 通 り ・ 予 居 管 ・ 予 短 療

**福岡県告示第663号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧 名 称	新 名 称	所 在 地	変更年月日

大居142	医療法人正心会松永クリニックデイサービスさくら	医療法人正心会松永クリニックデイケアさくら	大牟田市大字橋1365	H27・6・1
田居198	デイサービスあうん	デイサービスあくと田川店	田川市上本町8-34	H27・4・1
春支22	ケアプランセンター安	ケアプランセンター未来色	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H26・8・1

2 所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
春支22	ケアプランセンター未来色	春日市星見ヶ丘三丁目184	大野城市旭ヶ丘二丁目1-20	H26・8・1

**福岡県告示第664号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
田川支79	ケアプランセンター藤の里	田川郡福智町神崎1098番地237	H27・2・1

**福岡県告示第665号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法

第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
古生56	こでまり小児科クリニック	古賀市今の庄二丁目2-12	H27・7・1
北筑後生6	宝珠山診療所	朝倉郡東峰村大字宝珠山6431	H27・6・1
田生184	村田医院	田川市大字伊田3634	H27・5・23
宮生29	しもかわクリニック	宮若市磯光字綾角1236-1	H27・7・1
像生歯74	あおき歯科クリニック	宗像市宮田二丁目15-14	H27・6・1
嘉鞍生歯3	やよい歯科医院	鞍手郡鞍手町弥生一丁目87	H27・6・12
直生歯83	ながた歯科クリニック	直方市大字感田2202-6	H27・7・1
飯生歯159	安藤歯科医院	飯塚市柏の森4732-9	H27・6・1
宮生歯20	橋本歯科医院	宮若市本城541-1	H27・5・28
福津生薬33	溝上薬局 水光会病院前店	福津市日蒔野五丁目7-9	H27・7・1
筑生薬51	すみれ薬局	筑後市大字西牟田3671-11-3	H27・6・1
宗遠生薬5	ディップ調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-37	H27・6・1
中生薬48	いこい薬局	中間市上蓮花寺一丁目2-1クリエートタウンビル2階	H27・6・8

**福岡県告示第666号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の

規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
北筑後生3	宝珠山診療所	朝倉郡東峰村大字宝珠山6431	H27・5・31
中生75	新中間通谷クリニック	中間市通谷二丁目1-1	H27・4・15
田生16	村田医院	田川市大字伊田3634	H27・5・22
田生100	加治胃腸科内科医院	田川市上本町7-6	H27・5・31
飯生歯91	安藤歯科医院	飯塚市柏の森473-9	H27・5・31
宮生歯1	橋本歯科医院	宮若市本城541-1	H27・5・27
朝倉生薬48	サンアイ調剤薬局 あさくら店	朝倉市甘木150-4	H27・3・31
遠生薬28	ディップ調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末北四丁目2-37	H27・5・31
行生薬32	そうごう薬局行橋中央店	行橋市中央二丁目2-22	H27・4・30

**福岡県告示第667号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から指定の辞退があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小 川 洋

指定番号	名 称	所 在 地	指定の辞退年月日
小生90	医療法人ときえだクリニック	小郡市津古485-19	H22・3・31

田生82	深田内科医院	田川市大黒町4-11	H27・5・31
大生歯206	歯科みどり医院	大牟田市久保田町一丁目1-13	H27・7・31
う生薬18	ワタナベ薬局吉井店	うきは市吉井町富永1105-7	H27・7・3

## 福岡県告示第668号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
田生156	医療法人箕田整形外科医院 みた医院	みた医院	田川市日の出町9-22	H27・5・1

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
京生131	宮部病院	築上郡築上町大字湊335番地	築上郡築上町大字湊336番地	H27・4・17
粕生薬132	株式会社喜久屋薬局 長者原店	糟屋郡粕屋町大字長者原380-1	糟屋郡粕屋町長者原東三丁目8-3	H27・2・21

## 福岡県告示第669号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた

場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日
柳生マ7	西村 誠	柳川市大和町徳益256-1-205	H27・6・25
八女生マ12	原口 秀幸（ほしの治療所）	八女市星野村2466	H27・6・1
筑生マ232	宮崎 里美（訪問マッサージあい）	筑後市大字長浜523-1パープルハイツ101	H27・6・6
南筑後生マ1	井上 裕美子（KEiROW 広川ステーション）	八女郡広川町大字藤田690-10	H27・7・1
大生柔73	元村 惣一郎（旭町はっぴい整骨院）	大牟田市旭町二丁目2-2	H27・7・1
大生柔74	原 誠（旭町はっぴい整骨院）	大牟田市旭町二丁目2-2	H27・7・1
直生柔38	名城 かれん（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	H27・5・1
飯生柔76	中原 杏奈（整骨院長生庵 飯塚院）	飯塚市西町2-87センタービル1階	H27・5・1
飯生柔77	西村 まどか（整骨院長生庵 飯塚院）	飯塚市西町2-87センタービル1階	H27・5・1
飯生柔78	川口 誠太郎（よねだ整骨院）	飯塚市柏の森72	H27・4・16
飯生柔79	小鶴 遼平（よねだ整骨院）	飯塚市柏の森72	H27・4・6
八女生柔33	原 佳広（やつひめ整骨院）	八女市平田532-8	H27・5・1
中生柔32	山田 義貴（てて鍼灸整骨院 東中間店）	中間市東中間二丁目2-13ドラッグ新生堂内	H27・6・30
福津生柔36	宮山 幸太（あゆむ整骨院）	福津市若木台五丁目18-1	H27・7・1



南筑後生柔3	中木戸 拓也（整骨院なかきど）	八女郡広川町大字新代1870-1Kビル1B	H27・7・1
粕生柔114	小西 佳映（はる整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目9-18	H27・5・11
粕生柔115	新井 春樹（はる整骨院）	糟屋郡粕屋町長者原西二丁目9-18	H27・5・11
京生柔32	佐藤 祐也（整骨院長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	H27・5・1
京生柔33	眞路 悠吾（整骨院長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	H27・5・1
直生はき13	佐々木 弘一（小次郎鍼療院）	直方市大字上頓野2619-1	H27・6・25
柳生はき7	西村 誠	柳川市大和町徳益256-1-205	H27・6・25
八女生はき6	原口 秀幸（ほしの治療院）	八女市星野村2466	H27・6・1
中生はき4	山田 義貴（てて鍼灸整骨院 東中間店）	中間市東中間二丁目2-13ドラッグ新生堂内	H27・6・30
南筑後生はき2	井上 裕美子（KEiROW 広川ステーション）	八女郡広川町大字藤田690-10	H27・7・1

**福岡県告示第670号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
------	----	-----	-------

直生柔33	西村 まどか（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	H27・5・1
直生柔36	眞路 悠吾（整骨院長生庵）	直方市新知町6-48	H27・5・1
飯生柔60	飯田 直祐（よねだ整骨院）	飯塚市柏の森72番地	H27・4・21
飯生柔65	豊田 真之（整骨院長生庵 飯塚院）	飯塚市西町2-87センタービル1階	H27・5・1
柳生柔25	平尾 光司（やまと整骨院）	柳川市三橋町久末128-1	H27・4・1
春生柔43	杉 友見（スプリングデイズ整骨院）	春日市須玖南一丁目122	H27・3・18
像生柔41	宮山 幸太（あゆむ整骨院）	宗像市日の里八丁目1-1	H27・6・29
京生柔26	今村 真八（整骨院長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	H27・5・1
京生柔30	中牟田 さくら（整骨院長生庵）	京都郡苅田町富久町一丁目5-10	H27・5・1

**福岡県告示第671号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北九州	県道	直方線 宗像	前	宗像市吉留7番先から 宗像市吉留476番先まで	8.4 ～ 30.0	608.0

			後	宗像市吉留7番先から 宗像市吉留476番先まで	11.2 ～ 63.0	598.0
--	--	--	---	----------------------------	-------------------	-------

**福岡県告示第672号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	直方線 宗像	前	鞍手町大字永谷627番1先から 鞍手町大字永谷622番先まで	7.0 ～ 9.6	70.5
			後	鞍手町大字永谷627番1先から 鞍手町大字永谷622番先まで	13.0 ～ 26.0	70.5

**福岡県告示第673号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

京都郡みやこ町犀川下伊良原字龍山782の1、789、798の1、字榎848の1、字高尾1164、1179、1182の1、字トドロ1205の1、1213の1

2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**福岡県告示第674号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林の所在場所

糸島市高祖字柵374の4、374の1

（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第675号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	夏吉線 直方	前	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで	6.0 ～ 13.2	410.0
			前	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで	6.6 ～ 29.0	400.0
			後	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4384番2先まで	6.6 ～ 42.0	400.0

#### 福岡県告示第676号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成27年8月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
田川	夏吉線 直方	田川郡福智町伊方2174番5先から 田川郡福智町伊方4192番1先まで

## 公 告

#### 公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 開発区域に含まれる地域の名称

朝倉市屋永字西原3973-1、3973-2、3973-4から3973-8まで、3974-1、3974-2、3975-1、3975-2、3976-1、3976-2、3977-1、3977-2、3978-1、3978-2、3979-1、3979-2、3980-1、3980-2、3981-1、3981-2、3982-1、3982-2、3983-1、3983-2及び3984-1から3984-3まで

#### 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市一木59-4

株式会社甘木自動車学校

代表取締役 木村 康人

#### 公告

解散した清算法人福岡市金武西土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年8月7日



福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
牛尾 澤太郎	福岡市西区大字金武284番地1
三角 正弘	福岡市西区大字金武1180番地
牛尾 俊幸	福岡市西区大字金武608番地1
牛尾 徳弘	福岡市西区大字金武555番地2
山北 一正	福岡市西区大字金武586番地
藤崎 正一	福岡市西区大字金武1154番地8
典略 徳信	福岡市西区大字金武1044番地
牛尾 武司	福岡市西区大字金武259番地

## 公告

宮ノ陣第一土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
宮崎 威	久留米市宮ノ陣二丁目8番5号
半田 清	久留米市宮ノ陣二丁目5番5号
吉田 博信	久留米市宮ノ陣二丁目4番50号
寺崎 一	久留米市宮ノ陣二丁目2番81号
高田 則幸	久留米市宮ノ陣二丁目11番21号
原 博俊	久留米市宮ノ陣五丁目15番6号
半田 ヨシ子	久留米市宮ノ陣二丁目11番25号

## 2 退任監事

氏名	住所
弥永 隆	久留米市宮ノ陣六丁目2番28号
吉田 久枝	久留米市宮ノ陣二丁目1番31号

## 3 就任理事

氏名	住所
宮崎 己津男	久留米市宮ノ陣二丁目9番25号
半田 多恵子	久留米市宮ノ陣二丁目4番51号
寺崎 一	久留米市宮ノ陣二丁目2番81号
花田 良一	久留米市宮ノ陣二丁目2番55号
半田 誠	久留米市宮ノ陣二丁目2番58号
宮崎 健	久留米市宮ノ陣四丁目12番8号

## 4 就任監事

氏名	住所
樋口 義輝	久留米市宮ノ陣二丁目11番11号
樋口 和万	久留米市宮ノ陣二丁目11番5号

## 公告

曾根中央土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
鬼塚 集美	北九州市小倉南区中曾根新町3番10号
先本 清	北九州市小倉南区中曾根東五丁目4番21号
上田 博	北九州市小倉南区中曾根東一丁目5番27号
松根 豊春	北九州市小倉南区中曾根三丁目2番11号
片山 悦男	北九州市小倉南区中曾根四丁目1番21号
宇戸田 光	北九州市小倉南区中曾根四丁目23番53号
濱中 興三	北九州市小倉南区中曾根四丁目8番3号
奥田 義文	北九州市小倉南区上曾根三丁目10番43号
岩谷 紀尚	北九州市小倉南区上曾根三丁目8番26号

深田 英博	北九州市小倉南区中曽根五丁目4番13号
前田 俊次	北九州市小倉南区上曽根五丁目8番37号
古谷 一三	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目2番10号
渡辺 洋	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目10番8号
喜多村 元生	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目6番8号
戸田 有利	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目7番8号
朝野 勲	北九州市小倉南区曾根新田北五丁目1番10号
井上 和明	北九州市小倉南区朽網東一丁目3番16号
中谷 繁雄	北九州市小倉南区朽網東四丁目18番43号
川江 進	北九州市小倉南区朽網752番地2の2
平原 義昭	北九州市小倉南区朽網西五丁目24番31号
立花 繁繼	北九州市小倉南区朽網東一丁目16番26号

## 2 退任監事

氏名	住所
尾倉 義則	北九州市小倉南区中曽根東五丁目2番1号
安光 久男	北九州市小倉南区上曽根三丁目8番52号
葛谷 豊	北九州市小倉南区朽網東三丁目9番2号
渡辺 要	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目7番1号

## 3 就任理事

氏名	住所
鬼塚 集美	北九州市小倉南区中曽根新町3番10号
先本 清	北九州市小倉南区中曽根東五丁目4番21号
松下 親義	北九州市小倉南区中曽根東四丁目16番6号
上田 修治	北九州市小倉南区中曽根東一丁目5番27号
松根 豊春	北九州市小倉南区中曽根三丁目2番11号
片山 悦男	北九州市小倉南区中曽根四丁目1番21号
水島 勝	北九州市小倉南区中曽根六丁目7番18号
濱中 興三	北九州市小倉南区中曽根東四丁目8番3号
奥田 義文	北九州市小倉南区上曽根三丁目10番43号

岩谷 紀尚	北九州市小倉南区上曽根三丁目8番26号
深田 英博	北九州市小倉南区中曽根五丁目4番13号
前田 俊次	北九州市小倉南区上曽根五丁目8番37号
岡村 博美	北九州市小倉南区上曽根三丁目9番5号
古谷 一三	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目2番10号
川江 三芳	北九州市小倉南区大字曾根新田16番地
喜多村 元生	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目6番8号
突廻 悟	北九州市小倉南区曾根新田南二丁目10番13号
朝野 勲	北九州市小倉南区曾根新田北五丁目1番10号
井上 和明	北九州市小倉南区朽網東一丁目3番16号
柳田 嘉二郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目7番11号
平山 賢四郎	北九州市小倉南区朽網東一丁目8番8号
平原 義昭	北九州市小倉南区朽網西五丁目24番31号
立花 繁繼	北九州市小倉南区朽網東一丁目16番26号

## 4 就任監事

氏名	住所
尾倉 義則	北九州市小倉南区中曽根東五丁目2番1号
安光 久男	北九州市小倉南区上曽根三丁目8番52号
葛谷 豊	北九州市小倉南区朽網東三丁目9番2号
渡辺 要	北九州市小倉南区曾根新田北三丁目7番1号

## 公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
-----------	---------

田川郡添田町大字中元寺の一部 (中元寺地区第1換地区)	平成27年7月28日
--------------------------------	------------

**公告**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
田川郡添田町大字中元寺の一部 (中元寺地区第3換地区)	平成27年7月28日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（環境省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年環境省令第30号）等と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年7月24日

**公告**

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県立自然公園条例施行規則の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県環境部自然環境課に備え置きます。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

国の機関（環境省）が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定による手続を実施して定めた自然公園法施行規則の一部を改正する省令（平成27年環境省令第21号）と実質的に同一の規則を定めるものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成27年8月7日

**公告**

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定に基づき、介護老人福祉施設を指定したので、同法第93条第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第135条の2の規定により次のように公示する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

サービスの種類	介護保険事業所番号	施設の名称及び所在地	開設者の名称	指定年月日
---------	-----------	------------	--------	-------

介護福祉施設サービス	4074000656	特別養護老人ホーム ころろ 糟屋郡志免町別府西三丁目3番 10号	社会福祉法人栄光 会	平成27年 8月1日
------------	------------	--	---------------	---------------

### 公告

次の土地改良区が土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成27年8月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
元松原土地改良区	平成27年7月28日

### 監査委員

#### 監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した財政的援助団体等監査（2次分）結果の報告（平成27年3月23日26監総第465号-2）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年8月7日

福岡県監査委員 山下 芳郎  
同 伊藤 龍峰  
同 行正 晴實  
同 懸 善彦

27商政第160号  
平成27年4月24日

福岡県監査委員 山下芳郎 殿  
同 伊藤龍峰 殿  
同 行正晴實 殿  
同 井本邦彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について

平成27年3月23日26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
商工部	県からの貸与備品の現物が、確認できなかった。	貸与備品について、現物確認を行い、貸与備品リストと現物の不一致を是正した。 今後は、定期的に現物確認を行う等、管理の徹底に努める。



27行経第 441号  
平成27年 6月25日

福岡県監査委員 山下 芳 郎 殿  
同 伊 藤 龍 峰 殿  
同 行 正 晴 實 殿  
福岡県監査委員職務執行者 井 本 邦 彦 殿

福岡県知事 小川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成27年3月23日付26監総第465号-2の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

記

注意事項

所管部局名	監査の結果	講じた措置の内容
総 務 部	物品の購入において、物品納品後に請書を作成する等の不適正な処理が行われていた。	適正な契約手続きについて、関係教職員に周知徹底を図った。 今後も研修等を通じて、契約手続きに対する教職員の理解を深めるとともに、手続きに係るチェック体制を強化し、再発防止に努める。

**福岡県監査委員告示第3号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成27年8月7日

福岡県監査委員	山下 芳郎
同	伊藤 龍峰
同	行正 晴實
同	懸 善彦

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
波多江 誠一	福岡市南区筑紫丘二丁目5番13号

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成27年9月3日から平成28年3月31日まで**公安委員会****福岡県公安委員会告示第226号**

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条に規定する検定を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成27年8月7日

福岡県公安委員会

## 1 検定の種別

施設警備業務2級

## 2 検定の実施日、時間及び場所

実施日	実施時間	実施場所
平成27年11月10日（火）	午前9時00分から午後6時00分までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター
平成27年11月11日（水）		

※ 上記表の実施時間中、午前9時00分から午前9時30分までの間を受付時間とし、

午前9時30分から筆記試験を開始する。

また、全ての試験が終了した時点をもって、検定終了時刻とする。

## 3 受検定員

各検定15名

## 4 受検資格

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

## 5 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については実技試験を行わない。

## 6 学科試験及び実技試験

## (1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。

エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## (2) 実技試験

ア 警備業務対象施設における保安に関すること。

イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

## 7 検定申請手続等

## (1) 受付期間

平成27年10月13日（火）から同年10月15日（木）までの午前9時00分から午後5時00分までの間

※ 上記受付期間中、正午から午後1時00分までの間を除く。

## (2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）

(イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(3) 検定手数料  
16,000円

※ 検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。  
また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

(4) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、前記7(1)の受付期間内に、必ず福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して事前申込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

※ 受付専用電話以外での事前受付は、一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申込みを行った日を含めた2日以内の午前9時00分から午後5時00分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）に、住所地又は受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記7(2)に掲げる必要書類に検定手数料を添えて受検申請し、受検票の交付を受けること。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したもの

に限る。）を持参すること。

8 成績証明書の交付  
学科試験及び実技試験ともに合格（90パーセント以上の成績を合格とする。）した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

9 その他

(1) 検定当日は、受検票、筆記用具及び動きやすい服装を必ず持参すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分までの間（正午から午後1時00分までの間を除く。）、福岡県警察本部生活保安課警備係（電話092（641）4141内線3173、3174）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署の生活安全課又は生活安全刑事課において受け取ることができる（同申請書には押印が必要）。

(4) 福岡県領収証紙の売りさばき人情報については、福岡県のホームページ（URL：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/f04/kkaikei.html>）で確認することができる。

**福岡県公安委員会告示第232号**

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施するので、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

平成27年8月7日

福岡県公安委員会

1 駐車監視員資格者講習の期日、時間及び場所

	講 習 期 日	講 習 時 間	講 習 場 所
講 義	平成27年9月28日（月）及び 同年9月29日（火）の2日間	午前9時00分 ） 午後5時30分	福岡市博多区吉塚本町 13番55号 博多サンヒルズホテル
修了 考 査	平成27年10月5日（月）	午前9時00分 ） 午後0時30分	

2 申込み受付期間

平成27年8月11日（火）から平成27年9月10日（木）まで（福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間

### 3 申込み場所

福岡県警察本部交通部交通指導課及び福岡県内の警察署（交番、駐在所等では受理しない。）

### 4 申込みに必要な書類等

#### (1) 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

上記申込み場所で交付を行うほか、福岡県警察ホームページからも印刷可能

#### (2) 写真 1枚（6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3cm×横2.4cm大）

#### (3) 運転免許証、パスポート等の身分証明書

### 5 講習受講手数料

20,000円（申込み時に福岡県領収証紙により納付）

### 6 申込み要領等

(1) 受講申込みは、裏面に氏名及び撮影年月日を記入した写真を所定の位置に貼付し、必要事項を記入した駐車監視員資格者講習受講申込書を持参のうえ、受講者本人が行うこと。

代理人が受講申込みを行うこともできるが、その場合は、受講者本人の委任状及び受講者の身分証明書の写しを併せて持参すること。

(2) 受講可能人員は60人であるので、申込み期間中であっても、定員に達したときは、申込み受付を締め切る場合がある。

(3) 申込み受付後、福岡県警察本部交通部交通指導課から受講者あてに駐車監視員資格者講習受講票を郵送する。

### 7 留意事項

(1) 講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書の交付を受けても、駐車監視員資格者証の交付申請の際に、道路交通法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証の交付を受けることはできない。

(2) 上記(1)に規定する欠格事由

ア 18歳未満の者

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

エ 集団的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

(3) 駐車監視員資格者証を取得しても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできない。

### 8 その他

(1) 受講者は、講習期間中、筆記具及び駐車監視員資格者講習受講票を必ず持参すること。

(2) 講習会場への自家用車による来場を禁止する。

(3) 講習の詳細については、福岡県警察本部交通部交通指導課（取締企画第二係（電話092-641-4141内線5125））に問い合わせること。